

## 【中国】国防交通法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

\* 2016年9月3日、交通分野における「軍民融合」の促進により、国防のための交通基盤とその円滑な利用体制の整備を実現することを目的として、国防交通法が制定された。

### 1 背景と経緯

中国では、国防のための交通基盤の整備や交通手段の確保・徴用等について規定する国防交通条例（全55か条）が1995年に制定されている。その後、1997年に国防法（全70か条）、2001年に国防教育法（全38か条）、2010年に国防動員法（全72か条）（本誌246号（2010年12月）pp.102-124参照）が制定されるなど、国防関連の法整備が大きく進展した。一方、同条例の制定後、急速な経済発展に伴い交通事情に様々な変化が生じ、軍の組織改編等も行われたため、交通における国防目的の各種施策を推進するに当たり、現行条例の規定では十分に対応することが難しくなっている。このような状況の下で、行政法規レベルの同条例を法律レベルの国防交通法に改めて法的基盤を強化し、規定内容の実効性を高め、併せて国民の権利義務の明確化を図ることが課題となっていた。

国防交通法の制定に向けた検討は2002年から始まっていたが、2013年以降、習近平政権の下で打ち出された「軍民融合」の方針を基軸として、法案起草作業が本格化した。国防交通法案は、2016年4月の全国人民代表大会常務委員会会議に提出され、第1回審議の後、意見公募が行われた。その結果を踏まえた修正法案には「軍民融合」の推進に関する規定が更に追加され、同年8～9月、同会議での第2回審議を経て、2016年9月3日に可決、成立した。成立した国防交通法は全60か条から成り、同日公布され、2017年1月1日から施行される（注1）。

### 2 法律の構成と主な内容

#### (1) 構成

第1章：総則（第1条～第13条）、第2章：国防交通計画（第14条～第19条）、第3章：交通施設（第20条～第28条）、第4章：民間輸送手段（第29条～第34条）、第5章：国防運輸（第35条～第40条）、第6章：国防交通保障（第41条～第50条）、第7章：国防交通物資備蓄（第51条～第54条）、第8章：法的責任（第55条～第57条）、第9章：附則（第58条～第60条）。

#### (2) 立法目的

国防のための交通整備を強化し、交通分野の軍民融合を促進し、国防活動の円滑な実施を保障することを目的とする（第1条）。

#### (3) 適用範囲

国防の必要を満たすために鉄道、道路、水路、航空、パイプライン、郵便等の交通分野において実施される計画、整備事業、管理及び資源利用活動に対して適用される（第2条）。

#### (4) 基本方針

国は、軍民融合の発展戦略を堅持し、軍と地方政府との間の資源配置の最適化及び合理的な共同利用を推進し、交通に関して平時のサービス、緊急時の対応、戦時の応戦の各能力を向上させ、経済発展と国防力増強を同時に実現する（第3条）。

#### (5) 国民及び国の役割

国民・組織は、法に基づき国防交通に係る義務を果たさなければならない。国は、国民・組織の国防交通事業への参画を奨励し、政策や予算措置によりそれを支援する（第5条）。

#### (6) 国防交通計画の策定

国防交通計画は、国防交通施設（国が国防目的で建設する交通基盤及び国防交通専用の関連施設をいう。）、専門人材、物資備蓄、研究開発の各計画から成り、その策定においては、①国防の必要を満たし、平時と有事の迅速な転換が可能、②経済社会の発展と効率を重視し、資源の共同利用を促進する、③都市計画、土地利用総合計画、国家総合交通運輸体系発展計画等の諸計画との整合性を保つ、④陸海の国境警備に係る交通基盤整備や貧困地域の交通の発展を促進する、⑤環境保護・資源節約を旨とするという要件に合致させなければならない（第14条）。

#### (7) 国防交通施設

国防交通施設は、国防活動の必要を満たすという前提の下で、経済社会活動に利便性をもたらすものでなければならない（第22条）。いかなる組織及び個人も、生産その他の活動において、国防交通施設の正常な使用に影響を及ぼすことや、国防交通施設の安全に危害を及ぼすことがあってはならない（第24条）。

#### (8) 民間交通資源の徴用と補償

県級以上の人民政府は、国防の必要に基づき、民間の輸送手段、交通施設等の民間交通資源を法に基づき徴用することができ、関係組織・個人は、これに応じ関連義務を果たさなければならない。民間交通資源の徴用の計画的実施とそれに関する補償は、関係法規に基づいて行う（第7条）。

民間輸送手段が国防の要求に応じるための追加支出は、国が負担する（第33条）。

#### (9) 国防運輸協力

国の海外駐在機関及び国際運輸業に従事する企業は、国による国際救援、海上護衛及び国の海外利益維持のための軍事行動を行う船舶、航空機、車両、人員の補給・休養に対して協力しなければならない（第38条）。

#### (10) 備蓄制度

国は、戦時及び平時の特殊状況下で必要とされる国防交通の任務を滞りなく達成するため、国防交通物資備蓄制度を構築し、国の定める品質基準に合致した関連物資を適正な規模で合理的に配置しなければならない（第51条）。

注（インターネット情報は2016年9月15日現在である。）

(1) 「中华人民共和国国防交通法」中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content\\_1996764.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996764.htm)>